

飼い犬の新登録制度

4月1日から

毎年1回の登録が生涯1回になります

犬を飼っているみなさん、今年の4月から犬の登録制度が変わることになりました。いままでの登録制度は、どこにどれだけの犬がいるかという状況などを把握するために、飼い犬は必ず毎年1回登録しなければならませんでした。しかし、以前に比べ最近では犬の寿命が延び、同じ犬を長期間飼うようになったことから、毎年

犬の正確な動態を把握するための登録をする必要が年々薄れてきました。

このため、新しい登録制度は、正確に犬の状況を把握しながら、飼い主が負担に感じていた登録にかかる経費や手間を少なくすることを目的に改正されています。では、そのポイントをみてみましょう。



登録は生涯1回、しかし、登録内容変更時には届け出を

毎年1回の登録が、新制度では1生涯に1回登録すればよいこととなります。つまり、4月1日以降に1回登録を済ませば、あとはその必要がなくなります。しかし、飼い犬が死亡したときや犬の所在地が変わったとき、あるいは飼い主の住所の変更があったときなどは、そのたびごとに飼い主は役場へ届け出をしてください。

ご注意ください!

平成6年度に犬の登録をしていた方も、4月1日から実施される新制度で登録をしてください。

○犬の鑑札と狂犬病予防注射済票は犬の首輪につけてください。

○犬の登録は生涯1回となりますが狂犬病の予防注射は従来と同様に年1回受けてください。



4月1日から

新しい保険証

もう一枚必要な時

保険証は1世帯1枚が原

国民健康保険の新しい保険証は、3月末日までに郵送します。保険証が届いたら内容の確認をしてください。
保険証が届かなかったり、内容に誤りがあった場合は役場保健衛生課国保係にご連絡ください。
(☎ 1211 内線216)

なお、6年度の保険証は3月31日が有効期限です。有効期限が過ぎたら、各自で処分をしてください。
○申請に必要なもの
在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)
保険証・印かん
則ですが、修学などで他の市町村に住む時は、申請するともう1枚保険証が交付されます。

◎料金 6,000円 (登録代金 3,000円 注射代金 3,000円)

登録・予防注射日程

月日	対象区	場 所	時 間
4/10 (月)	日 吉	篠本二区公民館	午前9時30分～11時30分
		宝米公民館	午後0時30分～14時30分
11 (火)	南 条	J A そうさ南条支所	午前9時30分～11時30分
		小田部青年館	午後0時30分～14時30分
12 (水)	東 陽	J A そうさ東陽支所	午前9時30分～11時30分
		入 区 民 館	午後0時30分～14時30分
13 (木)	白 浜	J A そうさ白浜支所	午前9時30分～11時30分
		尾垂六区青年館	午後0時30分～14時30分
14 (金)	全地区	保 健 セ ン タ ー	午前9時30分～11時30分
16 (日)	全地区	保 健 セ ン タ ー	午前8時30分～10時30分